

富山県屋外広告物条例許可基準等の概要

規制レベル	考え方の整理	禁止許可区分	地域指定の概要	自家広告物適用除外(許可不要)	自家広告物以外	許可基準					野立広告(自己の営業所等敷地以外に設置)		可変広告
						独立広告(自己の営業所等敷地内に設置する野立広告)	屋上広告	壁面広告	突出広告	広告物の敷地内総量	案内誘導以外を目的としたもの	案内誘導を目的としたもの	
											高さ4m以下 色彩基準	禁止	
レベル1	景観の保全上重要な地域	禁止	伝統的町並み景観の保全が重要な地域 ・伝統的建造物群保存地区 ・文化財保護法で指定する史跡名勝等 自然景観等の保全が重要な地域 ・風致地区、緑地保全地区、自然環境保全地域等	総量 5㎡以下	禁止	高さ4m以下 色彩基準	禁止	上端6m以下 (ビル名称除く) 色彩基準	路肩から突出 0.6m以下 建築物高さの 2/3以下 色彩基準	10㎡以下	案内誘導以外を目的としたもの	案内誘導を目的としたもの	×
レベル2	地域の良好な景観の保全を優先すべき地域	禁止	良好な景観の保全が必要な低層住宅地 ・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 指定する道路等の区間及び区域 ・県道立山富山公園線の一部 ・県道黒部宇奈月線の一部 都市公園・緑地等	総量 7㎡以下	禁止	高さ6m以下	高さ2m以下 かつ 建築物高さの 1/2以下 色彩基準	表示面積 1壁面の1/5以下	路肩から突出 0.6m以下 建築物高さの 2/3以下	20㎡以下	禁止		×
レベル3	立山連峰等の眺望景観の保全を優先すべき地域	禁止	良好な景観の保全が必要な中高層住宅地 ・第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 高速道路とその両側500m以内(用途地等を除く) 指定する港湾・空港・駅前広場等 ・高岡駅前広場 公共用建造物のある敷地等	総量 7㎡以下	禁止	高さ8m以下	高さ4m以下 かつ 建築物高さの 1/2以下				30㎡以下	案内誘導広告物 高さ2m以下 かつ幅30cm以下 又は 1面1.5㎡以下 色彩基準	×
レベル4	田園景観等に配慮すべき地域	許可	通常の許可地域(他の地域に属さない一般的な地域) 禁止地域から除外された地域 (高速道路の両側500m以内の用途地等)	総量 10㎡以下	許可を受けて設置	高さ10m以下 面積30㎡以下	高さ4m以下 かつ 建築物高さの 1/2以下	表示面積 1壁面の1/5以下 又は 20㎡以下かつ 1壁面の1/2以内	路肩から突出 0.6m以下 建築物高さの 2/3以下	敷地面積 に応じて 50㎡以下 ~ 300㎡以下	国道、主要地方道、 鉄道等の沿線地域 設置禁止 (案内誘導目的は可)	【単体のもの】 高さ4m以下 かつ 1面4㎡以下 (4車線道路6㎡) 色彩基準	【統合したもの】 高さ6m以下 1面30㎡以下 1施設6㎡以下 色彩基準
レベル5	良好な景観と経済活動の利便との調和に配慮すべき地域	許可	用途地域(禁止地域、高速道路両側500m以内除く)	総量 10㎡以下	許可を受けて設置	高さ10m以下 面積50㎡以下	高さ4m以下 かつ 建築物高さの 1/2以下				高さ8m以下 面積30㎡以下 一敷地30㎡以下 色彩基準	高さ8m以下 面積30㎡以下 一敷地30㎡以下 その他要件あり	

【総量規制】敷地規模による総表示面積の基準

地域	~1,000㎡	~2,000㎡	~4,000㎡	~10,000㎡	10,000㎡超
レベル1	10㎡以下				
レベル2	20㎡以下				
レベル3	30㎡以下				
レベル4	50㎡以下	100㎡以下	150㎡以下	200㎡以下	300㎡以下
レベル5	100㎡以下	150㎡以下	200㎡以下	300㎡以下	500㎡以下

自家広告物以外は1敷地あたり30㎡以下とし、自家と混在する場合は総量に含めて計算

【色彩基準】

共通基準

- ・蛍光塗料を使用しないこと。
 - ・広告物の地色は、彩度の高い色を避け、色数をできるだけ少なくする。
 - ・広告物の裏面や附属物の着色は、周辺景観等と調和するものとする。
- レベル1の広告物、レベル2の屋上広告、野立広告、景観条例の届出が必要な大規模広告物(レベル5除く)
- ・赤、橙、黄は彩度8(その他の色相は彩度6)を超える色を面積の3分の1を超えて使用しない。
- 案内誘導広告物
- ・赤、橙、黄は彩度6(その他の色相は彩度4)を超える色を面積の3分の1を超えて使用しない。

原色に近い高彩度色を地色に使用しない